一般会計予算決算常任委員会 総務文教分科会記録

平成30年6月13日

【開催日】 平成30年6月13日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時20分~午前10時55分

【出席委員】

分科	会 長	河 野	朋一	子	副分科会長	伊	場		勇
委	員	笹木	慶	さ	委員	髙	松	秀	樹
委	員	長谷川	知言	司	委員	宮	本	政	志
委	員	森山	喜り	入					

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議 長 小 野 泰 副 議 長 矢 田	松夫
---------------------	----

【執行部出席者】

副市長	抽	Ш	博	三	企画部長	清	水		保
企画部次長兼財政課長	篠	原	正	裕	財政課主幹	梅	田	智	幸
財政課課長補佐	大	濵	史	久	財政課調整係長	鈴	木	_	史
教育長	宮	内	茂	則	教育部長	尾	Щ	邦	彦
学校教育課長	=	輪	孝	行	学校教育課主幹	麻	野	秀	明
学校教育課指導係主任	椙	山	啓						

【事務局出席者】

事務局長	中村	窓 議事係長	中	村	潤之介
------	----	--------	---	---	-----

【付議事項】

1 議案第52号 平成30年度山陽小野田市一般会計補正予算(第1回)に ついて (総務文教分科会所管分)

午前10時20分 開会

河野朋子分科会長 ただいまから、一般会計予算決算常任委員会総務文教分科

会を開会します。審査内容の1番、議案第52号、平成30年度山陽小野田市一般会計補正予算(第1回)について審査をします。それでは審査番号①番について、企画部と教育委員会関係ですけれども、歳入に係る説明をまずお願いします。

- 篠原企画部次長兼財政課長 それでは、議案第52号、平成30年度山陽小野田市一般会計補正予算(第1回)におけます歳入の一般財源について説明をします。補正予算書の6ページ、7ページ、中段から下になりますが、18款1項1目1節の財政調整基金繰入金については、このたびの補正の財源調整として、1,700万1,000円を増額しています。この補正により、財政調整基金の予算上の残高は、29億5,081万8,000円となります。以上が、平成30年度一般会計補正予算(第1回)の歳入のうち、一般財源についての説明です。
- 河野朋子分科会長 説明が終わりましたので、ここについて質疑がありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり)よろしいですか。次、歳出について、学校教育 課から説明をお願いします。
- 三輪学校教育課長 今回の補正は、県補助事業であります「山口ゆめ花博参加促進事業」の新規実施と、県委託事業である「小中一貫教育推進事業」の事業費の増額と、同じく県委託事業「小中学校等における起業体験推進事業」の新規実施のための補正です。最初に「山口ゆめ花博参加促進事業」の新規実施のための補正について御説明します。13ページをお開きください。この事業は、小中学校が社会見学などの学校行事で山口ゆめ花博を見学する場合、バス借上料について、県が2分の1の額を限度として補助するものです。その際、市が補助窓口となるため、市においてバス会社に借上料を支払い、その後、県からの補助金と学校からの参加者負担金を歳入することとしています。補正予算の内容は、13ページの一番下、10款、1項、3目、14節自動車借上料を46万円増額しています。特定財源について御説明しますので、7ページをお開き

ください。2段目の、15款、2項、6目、1節教育費総務費県補助金、 山口ゆめ花博参加促進事業補助金で、22万9,000円を計上してい ます。これは、先ほど御説明したバス借上料の2分の1の額であり、残 りの特定財源については9ページ、20款、4項、2目、10節教育費 雑入、児童生徒社会見学参加者負担金で、23万1,000円を計上し ています。この参加者負担金については、見学を実施した各学校におい て保護者から集金していただき、市に納付していただくこととしていま す。次に、小中一貫教育推進事業の事業費の増額補正について、御説明 します。11ページをお開きください。本事業は、施設一体型の厚陽小・ 中学校で小中一貫教育を推進するとともに、平成32年度に施設一体型 となる埴生小・中学校での小中一貫教育を推進するため、国が県に対し て委託する「小中一貫教育推進事業」を県から再委託を受けて実施する もので、平成30年度当初予算を総額20万円計上していました。しか し、3月に県から委託料増額通知があり、小中一貫教育を更に推進して いくため、事業費を22万円増額補正するものです。補正予算の内容に ついて、11ページ、一番下、10款、1項、3目、8節報償費、講師 謝礼を11万4,000円のうち3万円増額し、講師を招へいして校内 研修の充実を図ります。また、13ページ、9節旅費、費用弁償を18 万1,000円のうち13万1,000円増額し、該当校の教員による 国内モデル校の視察を行うとともに、同じく9節旅費、普通旅費を5万 9,000円増額して、学校教育課指導主事を小中一貫教育全国サミッ トに参加させる予定としています。特定財源について御説明しますので、 7ページをお開きください。中ほどの15款、3項、6目、1節教育費 総務費県委託金、小中一貫教育推進事業県委託金で22万円を増額して います。なお、今回の小中一貫教育推進事業補正予算は、全額県費負担 となり、市の負担はありません。最後に、小中学校等における起業体験 推進事業の新規実施のための補正について御説明します。11ページを お開きください。本事業は、国が県に対して委託する「小・中学校等に おける起業体験推進事業」について、3月に県から再委託を受けました ので、埴生小、津布田小、埴生中において実施するものです。児童・生 徒に対し、チャレンジ精神・創造性・探究心等の起業家精神や、情報収 集・分析力、判断力、実行力、リーダーシップ、コミュニケーション力 等の起業家的資質・能力を育むことを目的としています。具体的には、 地域の企業や協力者等と連携して、野菜などの生産・販売活動といった 起業体験活動を行う予定としています。補正予算の内容ですが、11ペ ージー番下、10款、1項、3目、8節報償費、講師謝礼を11万 4,000円のうち8万4,000円増額し、企業関係者や協力者、先 進的取組を行っている方を講師として招へいし、研修を行います。また、 13ページ、9節旅費、費用弁償を、18万1,000円のうち5万円 増額し、先進事例の視察を行います。また、11節需用費、消耗品費の 27万9,000円の増額は、苗・肥料等の資材費や文具代として計上 し、食糧費の9、000円の増額は、会議用飲み物代として、印刷製本 費の11万5,000円の増額は、報告書印刷代として計上しています。 特定財源について御説明しますので、7ページをお開きください。中ほ どの、15款、3項、6目、1節教育費総務費県委託金、小・中学校等に おける起業体験推進事業委託金で、53万7,000円を増額していま す。なお、今回の小・中学校等における起業体験推進事業補正予算は、 全額県費負担となり、市の負担はありません。学校教育課の説明は以上 です。慎重なる御審査のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

河野朋子分科会長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。

- 森山喜久委員 13ページの14節自動車借上料、花博に参加される子供たち の参加費と県からの補助という話なんですけれども、社会見学に行く学 年と何校・何人が予定されているか教えてください。
- 相山学校教育課指導係主任 市内3校の参加が計画されています。厚陽小学校 が64名、津布田小学校が29名、埴生中学校が32名です。

森山喜久委員 仮に、ほかの小・中学校のほうで、まだ行きたいということに

なったときには、補助の増額はできるんですか。

相山学校教育課指導係主任 県は予算と見合わせて、受け付けないことはない という回答は得ています。

河野朋子分科会長 ちょっともう一回。どういうことですか。

相山学校教育課指導係主任 すいません。今のところはこのままですけれども、 これ以降、希望する学校があれば相談には乗りますと県からは言われて いますけれども、今のところはここまでです。

河野朋子分科会長 この三つがどういうふうにして選定されたんでしたっけ。

- 相山学校教育課指導係主任 全学校に希望を聞いて、この3校が行きたいと希望を出された学校です。
- 麻野学校教育課主幹 補足ですが、この3校は手挙げで希望をされまして、これ以外の3校の予定は今のところありません。3校で確定ということでお願いします。
- 笹木慶之委員 お尋ねしますが、小中一貫教育推進事業。今お話がありましたように、厚陽小・中に加えて埴生の小・中ということを対象としておられるということなんですが、この小・中一貫教育推進事業の大きな目的といいますか狙いといいますか、何をどのようにしようとしておられるのか。いわゆる他の一貫校でない学校でどのように違うことを求めておられるのかをお尋ねします。
- 相山学校教育課指導係主任 小中一貫校になりますと、小中一貫カリキュラム という一つの教育課程を設けるようになっています。また、地域の特徴 を生かした小中一貫校ならではの取組も行うところを、小中一貫教育推

進事業の中で先進校を視察したり、研修を深めたりして体制を整えてい くようにしています。

- 笹木慶之委員 それは考えたら分かることであって、要はカリキュラムが単独の小・中の教育方針、教育内容とどのように違うんですかと尋ねています。だから、カリキュラムに沿った教育をしなくてはいけないので、先進地に派遣をしたりされるんでしょ。先進地へは何を求めてやっているかと現時点で分かっていると思うので、それに基づいて本市はどのようにしようとしておられるのかと聞いているわけです。事業目的。
- 河野朋子分科会長 担当の人というよりも、むしろ教育全体の問題なので、ど なたか。できれば教育長に答えていただいたほうがいいと思います。
- 宮内教育長 小中一貫教育、以前、厚陽小・中がスタートしたときは施設一体 型の小中連携校という言い方をしていました。同じ施設の中で小学校と 中学校がお互いにそれぞれ連携して、一貫した教育を目指していくと取 り組んでいきました。その後、小中一貫教育に関する制度が国から出ま した。今、小中一貫教育に関する制度の類型として、一つは義務教育学 校というのがあります。これは施設一体型であろうがなかろうが、一つ の学校としてみなしていく制度です。これともう一つ、小中一貫型小学 校中学校という類型があります。厚陽小・中学校も以前は施設一体型連 携校ということにしていましたけれども、平成29年4月、昨年度です けれども厚陽小・中学校も新たに施設一体型の小中一貫校として新しく スタートしたわけです。それに併せて、32年度に開校する埴生小・中 学校も施設一体型の小中一貫校として取り組んでいます。この目的は、 先ほど椙山指導主事から話がありましたけれども、小学校の6年間と中 学校の3年間の9年間を一体的に捉えて、それぞれのカリキュラム、い ろいろと教科によっては内容的にかぶっている部分も結局あるわけです。 そういったところをしっかり精査して有効的に教育を進めていくという こと。それと小学校、中学校のそれぞれの行事等も異なっていますけれ

ども、そういったものも整合させながら一体的に、異学年年齢である小学校1年から中学校3年の集団の良さを生かして教育活動を行っていくとか、あるいはコミュニティ・スクールということで地域の方にたくさん入っていただいていますけれども、こういったものも小学校だけ、中学校だけということではなく、連携をしながら有効に活動して入っていただけるような仕組みを整えていくとか、あるいは地域の行事との関連とか、学校の小・中の行事の精選も併せて進めていくなどを考えています。厚陽小・中学校、埴生小・中学校それぞれ地域性も違いますし、全く同じものを目指すということではなくて、基本的には小中一貫校で同じですけれども、それぞれの地域の特性も生かしながら進めていってほしいと考えています。あくまで学校が主体性を持って取り組んでいただきたいということで、先進地等の事例も参考にしながらこれから研究を進めていってもらうという段階であると御理解いただけたらと思います。

笹木慶之委員 今の説明を聞きますと、最後の部分で言われた地域一体型の学校運営。もちろん学校が主体性を持つけれどもというところが、この制度の大きな部分なんでしょ。なぜそれを問うかというと、義務教育学校、いわゆる単独の学校との違いの説明で、特に顕著に説明されたのがその部分だと思うんです。ところがもう一点はコミュニティ・スクールの関係で、既に小学校、中学校の連携については、両方の学校の委員会との連携を図りながら既に取り組んでおられると思うんですが。それとの違いはどうなんでしょうか。要は、小中一貫型の小・中学校の学校運営と単独の小・中の運営の違いはどこですかとさっき尋ねたんです。ところが結論的には一緒じゃないんですか。上っていく道が違うだけで。ただ、一つ言えるのは、行事が小・中で一緒に計画を作ってそれぞれがやれるということ、それから異学年齢の人たちとの交わりの度合いが強まるというところだけであって、ほかに何が違うんでしょうかというのが分からないから聞いているわけです。

宮内教育長 要するに義務教育学校とした場合と小中一貫型の小学校・中学校

と地域との関わりということですね。それは、地域との関わりにおいて は議員がおっしゃったように小中一貫型、厚陽小・中、埴生小・中もそ うですけど、学校運営協議会を一つにして地域との関わりを持っていた だいています。これが義務教育学校だったらどう違うのかということだ と思うんですが、そういった面では変わらないと思います、義務教育学 校であっても。施設一体型の場合は、あくまで小学校、中学校で一応独 立した学校はあるんです、一貫型とはいえ。学校運営協議会を一つにし て連携してやっていくわけです。義務教育学校は小・中学校が一つの学 校になるわけです。ただ、実質的には変わりません。何が違うかという と、義務教育学校と小中一貫型小・中学校、地域のことは切り離してい ただいて、例えば義務教育学校であれば校長は1名になりますし、埴生 小・中は実質的に1名の校長で任用していますけれども、そういったと ころが違ってきますし、制度として違うところとなると、当然一つの学 校ですから、小学校、中学校の教員の乗り入れもしっかりやっていかな くてはいけませんし、原則として中学校の教員も小学校教員の免許を持 っておかなくてはいけないし、その辺がより強くなってきます。そうい う教員を任用する上で、小学校の免許を持っていて中学校の免許も持っ ているってそんな多くはありません。そういう配置はなかなか難しいで すから、小中一貫型小・中学校においては、まだその辺までは強く求め られていませんし、そういった面の仕組みの違いはありますけど、議員 がおっしゃられた対地域との連携という指摘に対しては、結果的にはそ う変わるものではないと思います。

笹木慶之委員 説明が難しいんだろうと思いますが、今ずっと聞いて、どこが違うのかというのは少しずつ分かってきたんですが、結局は教職員、いわゆる先生方の体制作りの問題じゃないんですか。校長が一人であるとか、あるいは小学校免許、中学校免許両方持っておれば両方できると。そういう形で、教育の中身が違うんではなしに、組織作りにウエートがあるんじゃないんですか。

- 宮内教育長 義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校の違いは議員おっしゃ られたとおりだと思います。
- 河野朋子分科会長 先ほどの発言の中で、29年度よりもう厚陽小・中が小中 一貫校と。これまで施設一体型連携校という捉え方をしていたんですけ れども、29年度からそうなったという確認ですが、小中一貫校と呼ん でよろしいんですか。

宮内教育長 はい、よろしいです。

- 河野朋子分科会長 今後はそうしたいと思いますが、中身についてはなかなかよく分かったような分からないような感じなんですけれども、今回こういった補正で更にそういった研究とか視察とかに、増額して補正していく内容ですね。そのことについて何か質疑があれば受けますけれども。
- 長谷川知司委員 11ページの一番下、講師謝礼とあるんですが、この3万円 で講師を考えていらっしゃるということですが、どのような方を考えて いらっしゃるか教えてください。
- 相山学校教育課指導係主任 厚陽小・中学校ですが、平田さんという、今厚陽 小・中学校で自問教育を学校の教育の基本として考えて進めていらっし ゃるんですけれども、その自問教育を全国的にリードしていらっしゃる 方を講師にお呼びをしてと聞いています。
- 髙松秀樹委員 起業体験推進事業ですが、どこの学校がこれを受けるのかということと、なぜその学校に決まったのかを教えてください。
- 相山学校教育課指導係主任 参加校は埴生小学校、津布田小学校、埴生中学校 そして管轄ではないですけれども厚狭高等学校が入ります。埴生地区を 選んだ理由ですけれども、この事業の内容の中に、起業体験に係るノウ

ハウを有する団体の協力が必要だという項目がありまして、見渡して埴生地区にそのようなノウハウを持った団体・企業等があって、協力を得やすいのではないかと考えた点が一点。もう一点は、先ほどの小中一貫型小・中学校に平成32年度から移行するということで、同じ目的で授業を行うということ、また授業の中に中学校区のキャラクターを考えてということを考えています。そういったことを通して、小中一貫型小・中学校に向けての一つの準備となると考えて、埴生中学校区に決定しています。

- 髙松秀樹委員 起業のノウハウを持った事業者・企業があると。これ、具体的に、本会議場でも言いましたよね。教えてください。
- 相山学校教育課指導係主任 当初考えていましたのは、花の海さんですとかみ ちしおさんですとか、津布田にはいろいろ飲食店等もあると思いますけ れども、そういったところと協力して当たれれば。また、JAさんや漁 協さん等も協力いただけるのではないかと考えて、計画を立てました。
- 髙松秀樹委員 今の企業名を聞いていると、最後のほうは起業とはかけ離れた イメージを持つんですが、そもそもこの起業体験というのは、もう少し 具体的にどういうことを子供たちがするのか。それをすることによって、 起業の意識の醸成を図るんだと思うんですが、それとどういうふうにつ ながっていくのかということをお願いします。
- 相山学校教育課指導係主任 起業に関しては、生産活動と販売する活動、また販売を促進する活動を子供たちと行っていくことで起業に対する子供たちの関心を高めようということ、特に今回はそのような活動を通して地域の方と触れ合ったり、地域の方に教えてもらったりすることを通して、コミュニケーション能力を付けていきたい。また、最終的には地域のことをよく知ってもらいたいということも考えています。

- 髙松秀樹委員 これは県の委託事業ですので、そういう説明になるんでしょうけど、今のお話を聞くと、起業のイメージではなくて、コミュニケーション能力とかいろんなことをおっしゃっていて、目的が希薄な事業だなという気がしています。今の説明は一般的に見ると、就業とか就農体験という感じでどこが起業に結び付くのかなという気がしていますが、恐らく教育委員会は県の委託事業ということでそれに沿ったことをやられると理解しているんですが、それとも市独自である一定の部分を考えられたのかお答えください。
- 相山学校教育課指導係主任 学年の発達段階がありますので、例えば小学校の 低学年でいろんなことを考えるというのは難しい面がありますので、小 学校の低学年であれば生産物をバザーのような形で売るような活動しか できないかなと考えていますが、それが高学年、中学校と成長した子供 たちであれば、どういった物を買う人は求めているかであるとか、キャ ラクターを考えてそれを付けることで付加価値を上げることであるとか、 厚狭高校さんの協力も得られると思いますので、どういったことを考え れば売りやすくなるとかを教えてもらいながら、生産販売活動ができた らと考えています。

河野朋子分科会長 これは全校の児童対象ですか。

椙山学校教育課指導係主任 そのとおりです。

- 森山喜久委員 直接関わりないかもしれませんが、厚狭高は何科が関わること になるんですか。
- 相山学校教育課指導係主任 会合等を開いていませんので詳しいことはあれな んですが、家政科さんがお菓子などを売られていたことはこちらも知っ ていますので、そういったところからの情報が得られるのではないかと 考えています。

河野朋子分科会長 これは単年度ですね。本当に意義のある活動とか必要なものであれば、むしろこういったことは継続したほうがいいし、単年度ということに対してどうなのかなという疑問ですけど。まあ、県の委託ということでされているということなので、この事業についてはそういう内容だということですね。ほかに質疑はいいですか。(「なし」と呼ぶ者あり)それでは、質疑がないということですので、総務文教分科会については一応ここで閉会をいたします。お疲れ様でした。

午前10時55分 散会

平成30年(2018年)6月13日

一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会長 河 野 朋 子